

障がい者福祉施設整備への財政支援の拡充を求める意見書

平成25年4月に「障害者自立支援法」が改正され「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」いわゆる「障害者総合支援法」が施行された。この法律の基本理念として、法に基づく支援が、社会参加の機会の確保及び地域社会での共生、社会的障壁の除去に資するものとなるよう総合的かつ計画的に行われることを掲げている。

しかし、このような法整備が行われている中であっても現実には厳しいものがあり、障がい者一人ひとりがそれぞれの障がいの程度やライフステージにおいて、生涯にわたる一貫した福祉サービスを十分に受けられない状況である。特別支援学校の卒業生を受け入れる施設の整備、また親亡き後に障がい者が、住み慣れた地域で生涯安心して暮らしていくためのグループホーム等の施設を整備することは、喫緊の課題である。

平成27年度における社会福祉施設等整備国庫補助の採択結果は、岐阜県内においては23件の申請に対し僅か2件という厳しい結果であった。障がい者福祉の施設整備を進めることは、国と地方公共団体の基本的な責務の一つであり、そのためには国による積極的な整備への補助が欠かせないものである。

よって、国においては、障がい者福祉施設整備の補助事業採択を含めたさらなる財政支援を拡充するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月18日

岐阜県美濃加茂市議会

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣
財務大臣